

報告第 15 号

訴えの提起専決処分につき報告のこと

市営住宅明渡等請求のため、訴えの提起をすることにつき、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により次のとおり報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出

明石市長 丸 谷 聡 子

専決第 1 1 号

訴えの提起のこと

市営住宅の明渡し等を請求するため、訴えの提起をすることにつき、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 8 月 4 日専決

明石市長 丸 谷 聡 子

記

1 相 手 方

明石市在住の個人

2 請求の要旨

市営住宅（市営鳥羽鉄筋住宅）の家賃を長期間滞納する相手方に対し、当該住宅の明渡し並びに滞納家賃 116,700 円並びに滞納家賃に対する令和 8 年 8 月 7 日から支払済みまで年 3 分の割合による遅延損害金及び既発生の遅延損害金 3,559 円並びに令和 8 年 6 月 5 日から明渡し済みまで月額 57,800 円の割合による損害賠償金の支払いを求めるもの。

（提案理由）

本案は、市営住宅の明渡し等に係る訴えの提起につき、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長専決処分事項第 6 項の規定により専決処分したので、同法同条第 2 項の規定により報告するものである。